

『フルハーネス型安全帯使用作業特別教育』 開催のご案内

建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本県中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ：<http://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生規則の改正により、平成31年2月1日以降、「高さが2メートル以上の箇所において作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講することが必要となりました。

この法改正を受けて、当支部では下記のとおり開催することになりましたのでご案内いたします。

1. 受講対象者

満18歳以上で、それぞれのコースに応じた経験等の受講資格がある者(下記2. 受講資格参照)

2. 開催予定

2019年度実施予定：4月、6月、8月、11月、2020年2月
(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

(学科) 6時間コース： 8:50～16:00
5時間コース： 9:55～16:00
4時間コース： 11:00～16:00

3. 受講資格・受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

	6時間コース	5時間コース	4時間コース
受講資格	なし	胴ベルトを用いて6ヶ月以上従事した経験を有する者	胴ベルトを用いて6ヶ月以上従事した経験を有する者で、足場の組立て等特別教育又は、ロープ高所作業特別教育修了者
受講料	8,640円	7,560円	6,480円
テキスト代 (会員は無料)	800円	800円	800円
その他	フルハーネス型安全帯を持参すること		

4. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(平成30年度雇用保険料率12/1,000)については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。